



住居確保給付金のしおり

【転居費用補助】

住居確保給付金(転居費用補助)

同一の世帯に属する方の死亡又は本人もしくは同一の世帯に属する方の離職、休業等により世帯収入が著しく減少して経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方を対象として家計の見直しを行ない、転居を行う事で家計改善が見込まれる場合、転居費用相当分の住居確保給付金を支給する制度です。

お問い合わせ先

宜野湾市役所 福祉総務課 生活支援係

直通番号：098-893-4480

代表番号：098-893-4411（内線：3133・3134）

FAX：098-893-4490

住居確保給付金専用メールアドレス

Jyuukyo09@city.ginowan.okinawa.jp

申請前の家計改善（必須要件）

○相談後、住居確保給付金申請前に家計に関する相談支援を受けてください。
※事前に電話等でご予約をお願いします。

対象者について

申請時に以下の①～⑧すべての項目に該当する方が対象となります。

- ①申請者と同一の世帯に属する方の死亡、又は申請者もしくは申請者と同一の世帯に属する方の離職、休業等により、世帯収入額が著しく減少して経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれがある方であること。
- ②申請日の属する月において、世帯収入額が著しく減少した月から2年以内であること。
- ③申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること。
- ④申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次の表の収入基準額以下であること(収入には、公的給付等を含む)。

世帯人数	収入基準額	収入基準額上限(参考)
1人	基準額 7.8万円 + 家賃額（上限3.2万円）以下	11.0万円
2人	基準額 11.5万円 + 家賃額（上限3.8万円）以下	15.3万円
3人	基準額 14万円 + 家賃額（上限4.1万円）以下	18.1万円
4人	基準額 17.5万円 + 家賃額（上限4.1万円）以下	21.6万円
5人	基準額 20.9万円 + 家賃額（上限4.1万円）以下	25.0万円
6人	基準額 24.2万円 + 家賃額（上限4.5万円）以下	28.7万円
7人	基準額 27.5万円 + 家賃額（上限4.9万円）以下	32.4万円
8人	基準額 30.8万円 + 家賃額（上限4.9万円）以下	35.7万円
9人	基準額 33.7万円 + 家賃額（上限4.9万円）以下	38.6万円
10人	基準額 36.6万円 + 家賃額（上限4.9万円）以下	41.5万円

対象者について(つづき)

⑤申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が次の表の金額以下である。(ただし、100万円を超えないものとする)

※金融資産には、現金、預貯金(財形貯蓄、外貨を含む)のほか、債券、株式、投資信託、暗号資産も含みます。

世帯人数	金融資産
1人	46.8万円
2人	69万円
3人	84万円
4人	100万円

⑥家計の改善のために次のア)又はイ)に掲げるいずれかの事由により転居が必要であり、かつ、その費用の捻出が困難であると認められること。

ア)転居に伴い申請者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額が減少し、家計全体の支出の削減が見込まれること。(当該申請者が持家である住宅に居住している場合又は住居を持たない場合であって、その居住の維持又は確保に要する費用の月額よりも転居後に賃借する住宅の一月当たりの家賃が減少する場合を含む。)

イ)転居に伴い申請者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額が増加するが、転居に伴うその他の支出の削減により家計全体の支出の削減が見込まれること。(当該申請者が持家である住宅に居住している場合又は住居を持たない場合であって、その居住の維持又は確保に要する費用の月額よりも転居後に賃借する住宅の一月当たりの家賃が増加する場合を含む。)

⑦自治体等が法令又は条例に基づき実施する離職者等に対する転居の支援を目的とした類似の給付等を申請者及び申請者と同一の世帯に属する方が受けていないこと。

⑧申請者及び申請者と同一の世帯に属する方のいずれもが暴力団員でないこと。



転居費用補助支給額について

【対象経費】

申請者が実際に転居に要する経費のうち、以下の表の支給対象となる経費が支給されます。ただし、支給限度額を超えない額とします。

支援対象となる経費	支給対象とならない経費
転居先への家財の運搬費用	敷金
転居先の住宅に係る初期費用 (礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料)	契約時に払う家賃(前家賃)
ハウスクリーニング等の原状回復費用(転居前の住宅に係る費用含む)	家財や設備(風呂釜、エアコン等の購入費)
鍵交換費用	

【支給額】

下記表の金額を上限として、実際に転居に要する額を支給。

※敷金については、申請者本人に返還される可能性があるため、対象外としている。

世帯数	支給額(上限額)
単身世帯	96,000円
2人世帯	114,000円
3~5人世帯	123,000円
6人世帯	135,000円
7人以上世帯	147,000円

【支給方法】

転居先住宅に係る初期費用又はその他諸経費について

原則として、貸主又は不動産仲介業者、その他業者へ代理納付。

転居する物件決定後の流れ

○不動産仲介業者等に「入居予定住宅に関する状況通知書」の記載をしてもらってください。状況通知書にあわせて、初期費用や転居に要する費用の額及び内訳が確認できる書類も揃え、福祉総務課(生活支援係)へ提出してください。

○支給が決定したら決定通知書を交付します。ただし、転居に要する費用が決定通知書に記載の支給額を超える場合は、差額が自己負担となります。

また、転居に要する費用の実際の支出額が支給額を下回った場合は、差額を返還していただきます。

転居が終わったら

○入居日から7日以内に「住居確保報告書」「賃貸借契約書」の写しを提出してください

○実際の支出額が支給額を上回っていた場合、支給額の上限額以内かつ支給対象経費で、社会通念上、妥当な範囲内である場合に限り、追加で支給することができます。

住居確保給付金（転居費用補助）の再支給について

住居確保給付金の受給後、次の①～③すべてに該当する場合は再支給を受けることができます。

- ①受給者が転居費用補助の受給後に受給者と同一世帯に属する方の死亡又は受給者もしくは受給者と同一世帯に属する方の離職、休業等(本人の責に帰すべき理由または当該個人の都合によるものを除く)により世帯収入が著しく減少
- ②前回の支給が終了した月の翌月から1年を経過している
- ③住居確保給付金(転居費用補助)の支給要件に該当する

住居確保給付金を徴収する場合があります

○転居費用補助の受給後に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付の全額又は一部について徴収します。

○犯罪性のある不適正受給事案につきましては、警察等捜査機関に対する告発や捜査への協力を行い、厳正に対応します。

住居確保給付金(転居費用補助) 申請をするために必要なもの

①住居確保給付金支給申請書

※申請書は受付印を押印してその写しを交付します。

②住居確保給付金申請確認書

③本人確認書類(次のいずれかの写し)

運転免許証、個人番号カード(マイナンバーカード)、各種福祉手帳、資格確認書、住民票の写し、戸籍謄本、在留カード、一般旅券(パスポート)等

※本人確認書類については、可能な限り顔写真入りのものを提出するようお願い致します。

④収入減少等関係書類

・収入が減少された方

世帯収入額が、申請日の属する月を起点に2年以内に著しく減少したことが確認できる書類

・離職等の方

世帯収入額が著しく減少する直前に、申請者と同一の世帯に属する者が死亡、又は申請者若しくは申請者と同一の世帯に属する者が離職、休業等をしたことが確認できる書類

⑤収入関係書類

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について、収入が確認できる書類
(直近3ヶ月及び減収前の月)

給与明細書、預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ、雇用保険の失業給付等を受けている場合は「雇用保険受給資格者証」、年金を受けている場合は「年金額改定通知(年金ハガキ)」、その他各種手当証書、その他各種福祉手帳等

⑥申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の預貯金通帳等(財形貯蓄、外貨を含む)。証券口座の残高及び株式、投資信託、債券、暗号資産の評価額がわかるもの

※提出する通帳については使用の有無に関わらず、最新の記帳を行ってきてください。

※通帳なし取引(ネットやアプリ)の場合、担当へご相談可

⑦要転居証明書

⑧(持家の場合のみ)居住維持費用関係書類

申請者が持家である住宅に居住している場合は、その居住の維持に要する費用(固定資産税、火災保険料等)の月額を確認できる書類

追加書類（申請後）

【支給前に追加で確認する書類】

- ①入居予定住宅に関する状況通知書
- ②初期費用及び転居に要する費用関係書類

初期費用の見積書、転居に要する費用(家財の運搬費用、原状回復費用等)の見積書等

【支給後に追加で確認する書類】

- ①住居確保報告書
- ②賃貸借契約書の写し
- ③住民票の写し ※市外に転居した場合のみ



住居確保給付金（転居費用補助）の申請から決定まで

①相談・制度説明

福祉総務課（生活支援係）にご相談ください。

住居確保給付金（転居費用補助）について制度や要件等を説明します。

家計改善支援を希望しない、または、転居を必要としない場合は、別の施策を検討します。

②家計改善支援

福祉総務課（生活支援係）にて、定期的に面談し、家計の見直しに取り組みます。見直しにより、転居による家計改善が見込まれる場合、転居後の住居の家賃額として適切な額を算出します。

③住居確保給付金（転居費用補助）の支給申請

必要書類を添えて、申請書をお住まいの住所を管轄する宜野湾市福祉総務課（生活支援係）に提出します。

④住居確保給付金の審査・決定

- ・審査の結果、受給資格ありと認められた場合は「住居確保給付金支給決定通知書（転居費用補助）」が交付されます。
- ・住居確保給付金（転居費用補助）は、福祉事務所から不動産仲介業者等へ直接振り込まれます。
- ・受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書（転居費用補助）」が交付されます。その場合は、入居予定住宅の不動産仲介業者等に住居確保給付金不支給決定となった旨連絡してください。

⑤転居先の確保及び不動産仲介業者等との調整

転居先を確保し、不動産仲介業者等により必要事項の記入された「入居予定住宅に関する状況通知書」を福祉総務課（生活支援係）に提出してください。